

瑞浪市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第 1 条 瑞浪市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規程に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 副市長、経済環境部長、市民福祉部長、教育委員会事務局長
- (2) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者代表者その他の一般旅客自動車運送事業者代表者
- (3) 岐阜県バス協会専務理事
- (4) 市民又は利用者の代表
- (5) 中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官
- (6) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体代表者
- (7) 岐阜県都市建築部公共交通課長
- (8) 道路管理者管理担当課長、多治見警察署交通担当課長、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

(交通会議の運営)

第 4 条 交通会議に会長をおき、副市長をもって充てる。

- 2 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議は、委員の過半数の出席により成立する。この場合、委任状(別紙)による代理出席は出席委員とみなす。
- 5 交通会議の議決は、前項の委任状による代理出席を含め、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。
- 6 交通会議は原則として公開とする。
- 7 交通会議の庶務は、経済環境部商工課において処理する。
- 8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、経済環境部商工課を連絡・通報窓口とする。

(協議結果の取扱い)

第 5 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月7日告示第9号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。